

最高裁判所

平成 26 年 12 月 26 日

上告受理申立理由書

「煙石博さんの無罪を勝ちとる会」

上告受理申立理由書文中の被害者、被害者の母親、また銀行の警備員、窓口銀行員のプライバシーに配慮し、それぞれ A、B、C、D の仮名とします

平成 年（ ）第 号 窃盗被告事件

上告受理申立理由書

2014（平成26）年12月26日

最高裁判所 御中

被告人 煙石 博

弁護人 久保 豊年

第1 はじめに

原判決は、訴訟手続（刑事訴訟法317条）の法令解釈・適用を誤っており、その誤りが判決に影響を及ぼすのみならず、本件は法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる。そこで、最高裁判所の判断を仰ぐのが相当であると思料し、下記のとおり、上告審として事件を受理することを申し立てる。

第2 訴訟手続（刑事訴訟法317条）の法令解釈・適用の違反

1 はじめに

(1) 刑事裁判において、事実の認定は証拠によるものとされている（刑事訴訟法317条）

すなわち、要証事実を認定するには証拠に基づいて、高度の蓋然性をもってその証明がなされなければならない、単に思考実験上そうとしか考えられないという思い込みや決め付けによって判断することは厳に許されないと云わなければならない。

この点、最判昭和48年12月13日判例時報725号104頁（添付資料1）も、「刑事裁判において「犯罪の証明がある」ということは「高度の蓋然性」が認められる場合をいうものと解される。しかし、「蓋然性」は、反対事実の存在の可能性を否定するものではないのであるから、思考上の単なる蓋然性に安住するならば、思わぬ誤判におちいる危険のあることに戒心しなければならない。したがって、右にいう「高度の蓋然性」とは、反対事実の存在の可能性を許さないほどの確実性を志向したうえでの「犯罪の証明は十分」であるという確信的な判断に基づくものでなければならない。」と説示している。

そして、このような犯罪の証明がされないならば、無罪推定の原則によって、被告人は無罪であると判断されることになるのである。

しかるに、本件における原々判決および原判決では、現金が在中した本件封筒から現金が無くなっていると被害者が申告している、その封筒は銀行の記帳台に置き忘れられたものである、銀行職員が回収した本件封筒には現金が入っておらず、銀行職員が回収するまでに記帳台に近づいたのが被告人以外いないから、現金在中の本件封筒を窃取したのは被告人しかいないという消去法的思考方法（原判決14頁参照）により、被告人が窃盗犯人であると決め付け、このような結論と整合させるように、これと整合する情況を採りあげ、これと整合しない情況は無視ないし軽視して被告人を窃盗犯人であると認定している。

しかしながら、このような消去法的認定方法は、冤罪の可能性を生む非常に危険な方法であって、例えば、殺人被告事件について原判決を破棄して無罪を言い渡した東京高判平成7年1月27日判例タイムズ879号81頁（添付資料2）が、消去法的な推論を重ねた場合の最大の問題点が、被告人の犯行であることを立証する積極的な証拠が不足しているのを論理的な推論によってカバーしてしまう危険があることを指摘し、消去法的認定方法によって、被告人を犯人と認定することには、十分慎重であるべきと説示しているとおりである。また、被告人兩名が共謀の上我が子に体罰を加えて死亡させたとして起訴された傷害致死事件において被告人兩名以外に被害児の死因となった暴行を加えた人物は想定できないとの検察官の消去法的な立証は尽くされておらず、被告人兩名を有罪とするには合理的な疑いが残るとした東京地判平成20年4月3日判例タイムズ1293号307頁（資料3）は、「検察官は、この点について、変更後の訴因を立証するために、消去法的な立証方針を採用したものと理解できるが、一般論としてみたとき、犯罪事実を立証するに際して積極証拠を積み上げるという立証方針を採らず、犯罪事実と両立しない反対事実の可能性がないことを立証するという消去法的な立証方針を採ることは、立証の性質上、反対事実の存在を合理的な疑いを容れない程度まで排斥し尽くせるか、という点において、そもそも難しいものがあると考えられている。特に、反対事実が一つとは限られない可能性があるときにはその立証の困難は一層大きいものと

なる。」と判示し、消去法的認定方法について警鐘を鳴らしている。また、薬局に従業員として勤務していた者による業務上横領事件につき、一連の不正行為が行われた期間を通じて、薬局に勤務していたのは被告人のみであるという一事をもって被告人がその不正処理の全てを実行したと認定するには合理的な疑いが残るとして無罪とした函館地判平成20年9月19日 LLI/DB 判例秘書登載（資料4）は、「検察官の立証方法Ⅱは一連の不正処理が全て被告人によるものと立証することで本件各横領事件の犯人が被告人であることを証明するものであるから、一連の不正処理のうちに、被告人の行為と考えるには疑問が残る事件が一つでもあれば、その立証は成り立たないことになる」と判示する。

- (2) 本件においては、そもそも本件封筒に現金が在中していたことを客観的に証明する証拠が無い、防犯カメラの映像は不鮮明であり、被告人が記帳台から本件封筒を取り上げた、本件封筒から現金を抜き取った、記帳台に本件封筒を戻したということを認められる映像が存在しないという、積極的証拠が無い状況において、本件封筒が記帳台に置かれている間に記帳台に近づいたのが被告人しかいないという思考上・論理上の消去法でもって被告人を犯人と判断しているのであって、正に上記消去法的判断の危険性が発現したものであることができる。このような判断においては、そもそも本件封筒に現金が入っていない可能性、被告人は記帳台から本件封筒を持ち去っていない可能性、銀行職員その他の者が本件封筒から現金を抜き去った可能性等が安易に排斥され、被告人が

窃盗犯人であるという前提のもと、高度な蓋然性による犯罪の証明が無いにもかかわらず、無罪推定の原則を無視して被告人が窃取したと認定しているのである。

上記のような判断過程は客観的、積極的証拠の不足する中での上記の思考上・論理上の消去法的推論によって被告人を窃盗犯人と判断するもので、証拠に基づく裁判であるとはいえず、刑事訴訟法317条の解釈・適用を誤っている。上記消去法的推論を捨象して本件証拠関係を見れば被告人は窃盗犯人ではなく無罪であって判決に影響を及ぼす判断の誤りであるとともに、消去法的判断による証拠に基づかない裁判を厳に戒めるため法令の解釈に関して重要な事項を含むものと考えられるため、本件申立を受理されたい。

以下詳述する。

2 本件封筒に現金6万6600円が入っていたとは認められないこと

(1) 本件において、記帳台に置かれた本件封筒内に、現金6万6600円が入っていたというを示す客観的な証拠は存在せず、A子、B子の供述しか存在しない。このことは非常に重視すべき事情であって、犯罪の証明に高度の蓋然性が求められることから、安易に上記供述証拠でもって、現金が在中していたと認定することは、厳に慎まなければならない。前述した判例にあるように、「反対事実の存在を合理的な疑いを容れない程度まで排斥し尽くせるか」、「被告人の行為と考えるには疑問が残る事件が一つでもあれば、その立証は成り立たないことになる」。

そして、本件封筒内にそもそも現金が入っていないのであれば、Cが回収した本件封筒内に現金が入っていないことも当然であり、上記消去法的判断の前提そのものが存在しないこととなるのである。

- (2) しかるに、原判決（8頁）は、下記のような判断で、安易にA子、B子（以下「A子」「B子」という）の供述の信用性を肯定して本件封筒内の現金在中を肯定しているが、本件封筒内に現金が入っていることを示す客観的証拠が無い中で、証明に高度の蓋然性が求められることからしておよそ認められるものではない。

ア 原判決は、本件封筒内に市県民税2か月合計6万6600円分の振込用紙2枚が入っており、本件封筒表面に「66,600－⑩⑪月分」と記載があるから、B子が市県民税の支払いのために現金を入れようとしたことが明らかで、本件前日に現金6万6600円を入れたとの証言と整合すると指摘している。

しかし、本件封筒の在中物および本件封筒表面の記載が上記のとおりだからといって、その中にこれに対応する現金が入っているとは全く言えない。現金は支払いのときに別途財布その他の保管場所から取り出す可能性や、事前に本件封筒に入れ忘れる可能性も当然存在する。

イ 原判決は、本件封筒内に6万6600円の現金が入っていれば相応の重量と厚みになり、現金が入っていない場合との差異は外観や持ったときの感触等から容易に

識別可能であるから、現金が入っていないとすれば、それに気がつかないまま現金が入っていると思込み、銀行に持参したとは考えにくいと指摘している。

しかしながら、A子が本件封筒に対してどの程度の注意を向けていたか明らかではなく（現に現金が在中していると申告する本件封筒を置き忘れている）、現金が入っていたとの認識が信用できるとはいえない。

また、A子は、本件封筒だけを持って本件銀行を訪れたのであれば、原判決の理由もあり得るが、実際には、本件封筒の他に固定資産税の「結構太い」納入冊子が2冊と銀行通帳4冊を輪ゴムで止めて、巾着袋に入れて、それを更に鞆に入れて、本件銀行を訪れ、記帳台では、巾着袋を取り出し、輪ゴムを外して記帳台の上に置いたというのがA子の証言である（A子証言P29）。とすれば、封筒だけを殊更に手に持つという瞬間は無かったということになり、従って、その外観や厚みを感じることも無かったと思われるところ、原判決は、あたかも封筒だけを持参したかのような認定を行っている。本件封筒だけをA子が手に持ったという事実を認定出来ないのに、現金が封入された場合の重さと現金が入っていない場合の重さとを比較すること自体無意味である。

- (3) さらに、原判決（9頁）は、弁護人からのA子、B子証言の信用性に対する下記指摘について安易に排斥しているが、これも（2）同様認められるものではない。

ア まず、A子が市県民税の支払いの用務を認識していた

のに、本件封筒を置き忘れたのが不自然であるという点について、同人が、当時固定資産税の金額を頭で計算し、部屋の改装、修繕に要する費用等について考えるなど、本件封筒に係る市県民税の支払い以外のことに気を取られていたことなどに照らすと特段不自然ではないと原判決は判断する。

しかしながら、置き忘れる理由について後から言い繕うことは可能なのであって、現金が在中し、市県民税の支払いを行おうとしていた本件封筒を置き忘れることが不自然であるとの疑問は払拭されない（なお、上記（２）イのように、本件封筒に現金が在中していることは間違うはずはないと判断する一方、上記のように本件封筒を置き忘れるのは不自然ではないと判断するのは、上記主張した被告人を犯人であると決め付ける消去法的判断の整合性をとっている典型的な判断というべきである）。

イ また、B子が本件封筒在中の現金がどこに置かれていたかについての証言を避けようとしていることが窃盗被害者の証言として不自然であるという点について、公判廷で自分の財産の保管場所などが明らかになるのがためらわれたからであるとうかがわれると原判決は判示する。

しかしながら、公判廷で自分の財産の保管場所が明らかになったからといって、その保管場所において実際に財産を窃取等される危険性が発生するとはいえず、証言後は保管場所を変えれば良いだけの話であり、被害者の

証言として不自然な感は否めない。

ウ 原判決は、B子の証言が変遷している旨の弁護人の指摘について、比較的周辺的事情に関わるもので、B子の証言の核心部分の信用性を損なうような事情があるとはいえないと判示する。

しかしながら、弁護人が変遷を指摘しているのは、現金を財布から出したのか封筒から出したのか、（B子証人尋問調書16頁23行目以下）、A子が本件封筒の中に入っている現金を確認したか（同24頁13行目以下）など、まさに現金が本件封筒に入っていたのか判断する上で核心的と言える諸点であり、これらの点が信用できないのにB子の証言の核心部分が信用できるとは到底言えないというべきである。

エ また、原判決は、A子が偽証した可能性も排斥しきれていない。A子らの経営会社の履歴事項全部証明書写し（控訴審弁1）のA子の住所変更日（平成17年5月12日）をもって、2年前に広島に帰ってきたとのA子の証言を偽証と断ずることはできないとするが、それではなぜ平成17年に住所変更登記をしたのか不明である。

オ A子やその母親が、予め本件を故意に仕組んでいたとしたらどうだろう？両名が証言を合わせて、封筒に現金があたかも入っているような外観を作出し、記帳台の上にわざと現金が入っていない封筒を置き忘れて、

それを銀行職員に見つけさせたという可能性さえ存するのである。現に、空財布事件という手口で空財布をわ

ざと忘れておいて、在中の現金が無くなったと騒ぐことにより現金を騙取するという事件が頻発していたこともあったことが想起される。この手法を使われたとすれば、冤罪となる人は被告人以外にも多数出るであろう。

- (4) 以上の通り、本件において本件封筒内に現金が在中している客観的証拠は無い中で、A子、B子の供述証拠によって現金の在中を認めるのは、犯罪の証明には高度の蓋然性が求められる以上、厳に慎重でなくてはならないにもかかわらず、同人らの供述の信用性を裏付ける客観的・合理的根拠が十分に無く、かえってその信用性を疑わせる要素が多いのに、安易に信用できると認定して、本件封筒内の現金在中の事実を認めたのは、証拠に基づく事実認定とはいえず、刑訴法317条の解釈適用を誤っているというべきである。

3 被告人が現金等在中の本件封筒を窃取したとは認められないこと

- (1) 原判決は、銀行の防犯カメラの映像をもって、A子が本件封筒を記帳台に置き忘れてからCが本件封筒を発見するまでの間に記帳台の上面に触れた人物が被告人以外存在しないこと、被告人が記帳台の上でつかんだ白色様物体が置かれていた位置がA子が記帳台上に本件封筒を置き忘れる前に作業をしていた位置付近であること、被告人が9時23分49秒頃から9時24分1秒頃まで記帳台上に置いていた右手の位置がCが本件封筒を発見した位置とほぼ同じであること、被告人が記帳台の上に置かれてい

た本件封筒を取ってから記帳台上に戻すまでの間に本件封筒から在中現金を抜き取りポケット等に隠した在中現金を取り出した後の本件封筒を記帳台上に戻す機会も十分あったとの原々判決の判断を肯定している。

しかしながら、前述のとおり、防犯カメラの映像は不鮮明であり、被告人が記帳台から本件封筒を取り上げたり、本件封筒から現金を抜き取ったり、記帳台に本件封筒を戻したりしたということを認められる映像は存在しない。上記判断は、防犯カメラの映像上で、被告人が本件封筒を持ち去ったことが記録されていることを認めたものではなく、記帳台に近づいた者（犯行の機会がある者）が被告人以外にいないという消去法的判断を示しているに過ぎず、これをもって被告人の本件封筒の窃取について犯罪の証明に足る高度の蓋然性をもった立証がされているとはいえない。かえって、原審で鑑定人が指摘するように、被告人が本件封筒に触れていないと認めることができる映像というべきである。

- (2) また、原判決は、防犯カメラの映像における被告人が犯人ではないことを示す以下の数々の点について、説得的な判示を行っておらず、消去法的に被告人を犯人と決め付けた上で、その結論と整合させているに過ぎない。

ア 被告人が記帳台付近に戻った際に、本件封筒を戻した映像が無い点について、他の諸事情によって被告人が本件封筒を戻したことは推認でき、防犯カメラの映像の粗さなどにより被告人が右手を記帳台の上に置いた際の右

手の状況が判然としなかったからといって推認に疑いを
入れるものではないと原判決は判示する。

しかしながら、本件封筒を持ち去ったのなら、これを
戻す場面も当然映像に残るはずであり、その上、上記の
通り本件封筒を持ち去ったという映像も不鮮明なのであ
るから、この点を他の諸事情で証明十分であるとして無
視することはできないというべきである。

イ また、原判決は、防犯カメラの映像上、本件封筒内の
現金を抜き取った映像が存在しないことについて、防犯
カメラには死角があり、抜き取る機会があったと判示す
る。

この点も、現金を抜き取った映像という、被告人が犯
人であれば当然あるはずの映像が無いことを無視するこ
とはできない。防犯カメラに死角が存在するというが、
客に過ぎない被告人がその死角を認識して、死角を避け
て現金を抜き取るとはおよそ考えられない。

ウ また、原判決は、被告人が着ていたシャツが胸ポケッ
トのない水色のシャツであったかどうかについて、防犯
カメラの映像から被告人のシャツの色は水色とは異なる
とうかがえるし、シャツ以外のズボンのポケットなどに
現金を隠匿する機会もあると判示する。

しかし、ポケットが付いている衣服はおよそほとんどの
人間が着用しており、抽象的にポケットに隠匿できる
可能性があるとするだけで、その隠匿する場面の映像自
体が無いのであるから、これをもって被告人を犯人と絞

り込む効果は全くない。また、防犯カメラの映像の色は、光線の状態によって変化することに鑑みると、被告人のシャツの色が水色とは異なるというのは単なる裁判官の主観に過ぎない。

エ また、A子が本件封筒を置き忘れた時点では本件封筒に折り目がついていなかったのに、その後本件封筒発見時には折り目がついていたが、折り目がつけられた映像が防犯カメラに見当たらないことについて、上記イ同様に防犯カメラの死角で折り目を付けることが可能だったと判示する。

しかし、この点も上記イ同様、防犯カメラの映像で説明できないことについて安易に死角で行われたと判断しているものであって容認できないし、どういう目的で本件封筒に折り目を付ける必要があったのかについては何ら説明されていない。

オ また、原判決は、防犯カメラ上で、被告人がつかんだ白色様物体が書き損じの払戻請求書であることは被告人の供述内容が極めてあいまいで、防犯カメラ上の映像を見ても書き損じの可能性がうかがわれないと判示する一方、その白色様の物体が大きさ、形状の点で本件封筒と明確な差異が無いとの原々判決の説示は不当ではないと判示する。

この点、白色様物体が何であるのか、防犯カメラ上、不鮮明であるにもかかわらず、安易に書き損じの払戻請求書その他の物体である可能性を排斥し、白色様物体が

本件封筒であると見て矛盾しないと判断して、実質的には被告人側に白色物体が本件封筒以外に何であるか立証させる責任を負わせ、無罪推定原則を破る形で、被告人が犯人であると整合させているものである。被告人は、本件銀行の近所に居住する者であり、日常的に本件銀行に行っているのに、本件当日の銀行での自らの所為について記憶が不鮮明であるのはむしろ当然のことであり、まして事件後半月以上経過した後に思い出せと言われても無茶な話であり、正確に記憶している方がかえって不自然である。

カ　そして、原判決は、本件封筒に被告人の指紋が検出されていないことについて、被告人が本件封筒に触れたとしても必ずしもこれに对照可能な指紋が付着するとは限らないと判示する。

しかしながら、被告人が記帳台の本件封筒を手にとって、そこから現金を抜き取り、ポケット等に隠匿し、また本件封筒を記帳台に戻すという動作をとったのだとしたら、指紋が全く検出されないことは考えられず、この点も原判決は、被告人が犯人でない事情を軽視して、無理な説明を行っているというべきである。

- 4　被告人が犯人であることと矛盾するその余の事情についてまた、弁護人は、原審で、以下のように、被告人が犯人であるとしたら明らかに不合理不自然な事情を挙げて主張しているにもかかわらず、原判決は、これらの点を無視している。

ア 被告人は本件当日、広島銀行大河支店へ500万円の払戻に行っているのであり、僅か6万6600円の為にそれまでの地元アナウンサーとして築いてきた社会的立場を失うような行為をすることはありえない。

イ 広島銀行大河支店は、被告人の自宅近くによく立ち寄る常連の店舗であるのに、そこで僅か6万6600円の窃盗事件をあえて犯すはずがない。

ウ 被告人は、地元アナウンサーとして顔が知られているいわば有名人であり、そのような被告人が顔見知りが多い地元銀行にて犯行を犯すことは考えられない。現に、本件当日も顔見知りと談笑している。

エ 本件封筒を窃取したというのであればまだ理解可能であるが、そうではなく、本件封筒を一旦手に持って、その中から硬貨も含む現金をわざわざ出して、その後また本件封筒のみを元の場所に戻すという犯行発覚の危険性の高い方法を選択するはずがないし、そうしなければならなかった合理的な理由について原判決は何も触れていない。

オ 銀行内には防犯カメラが設置されていることは常識であり、その防犯カメラに監視された状態で、本件封筒を手に取り、その中から現金を取り出し、本件封筒を元の位置に戻すという犯行を行うことはそれが防犯カメラに録画される危険性は十分認識できるのに、あえてそれを実行するはずがない。

また、被告人が防犯カメラの死角になる場所を探して現金を抜き取るということは考えられず、通常はトイレなど

の防犯カメラが存在しないことが明らかな場所を選択するはずである。

カ 本件封筒からは被告人の指紋が検出されていないが、指紋が付着したかもしれない本件封筒をわざわざ被告人が現場へ残して帰る訳がない。

5 まとめ

(1) 以上の通り、本件においては、そもそも本件封筒に現金が在中していたことを客観的に証明する証拠が無い、防犯カメラの映像は不鮮明であり、被告人が記帳台から本件封筒を取り上げた、本件封筒から現金を抜き取った、記帳台に本件封筒を戻したということを認められる映像が存在しないという、積極的証拠が無い状況において、原判決・原々判決は、本件封筒に現金が在中していたことを信用性の認められないB子・A子の証言によって安易に認めた上で、本件封筒が記帳台に置かれている間に記帳台に近づいたのが被告人しかいないという思考上・論理上の消去法をもって被告人を犯人と決め付け、この結論と整合する事情を採りあげ、これと整合しない状況は無視ないし軽視して、被告人が犯行を行っていない事情を実質的に被告人側に立証させるような無罪推定原則に反する形で、被告人による本件犯行を肯定しているものである。

(2) 本件に無罪推定の原則を正しく適用した場合には、次のような思考方法になると思われる。

● 被告人は、本件当日、預金から500万円を払い戻す為に本件銀行に行っているのであり、わずか6万円

余の為に犯罪を犯さなければならない動機が皆無である。

- 被告人が封筒に触れたという映像は全く存在しない。かえって、防犯カメラ映像の1枚1枚を分析してみると、被告人の手指と被害者の手指とは一度も交差していないことが判明している（補充鑑定書）。
- 封筒在中の現金を窃取しようとする人は、特別の理由が無い限り、その封筒からわざわざ紙幣12枚と硬貨2枚を、銀行内の防犯カメラがあり、しかも未だ被害者がフロア内に存在する状態で、トイレとかではなくそのフロア内で取り出すという手法は極めて不自然・不合理である。
- 被告人が本件銀行フロア内の防犯カメラの死角位置を知っていたとする証拠は無いし、仮に知っていたとしても、正確に死角位置で封筒から現金を抜き取るという芸当をすることは極めて困難である。
- 仮に、何か特別な理由があって封筒から現金を取り出したとしても、犯人の指紋が付着している可能性が高い封筒を再度、元の記帳台の上に戻すというのは、よほど知的能力が低い人間でない限り、通常あり得ない手法である。
- 通常、犯人は、窃盗を行った後は、出来るだけ早くその現場から立ち去るのが自然であるが、そのまま他の知り合いと談笑しながらフロア内に長く留まっていたこと自体が極めて不自然である。

- そうであれば、この封筒内には、被害者やその母親の勘違いかミスで、当初から現金が封入されていなかったという可能性を合理的に排除できない。つまり、合理的な疑いが残る。

- よって、被告人は無罪である。

(3) これに対して、原判決の認定手法は次の通りである。

- 被害者の証言等から封筒には現金が封入されていた。

- 被害者が記帳台から離れた後に、記帳台に近づいた者は、銀行関係者を除くと被告人だけである。

- 防犯カメラ映像には、被告人が封筒に触れたことを示す証拠は全く存在しないが、白色様の物を右手で持ち上げた映像があるので、これが封筒と考えると矛盾は無い。

- 防犯カメラ映像には、被告人が封筒から現金を取り出した映像は全く無いが、それは被告人がカメラの死角へ行って、取り出したと考えれば矛盾は無い。

- 被告人が着ていたシャツは、どうやら胸ポケットが付いていて、被告人が左胸辺りを触っていた映像があることから、被告人は封筒から現金を抜き取って、それを胸ポケットに入れたと考えれば矛盾は無い。

- よって、被告人は有罪である。

(4) このような客観的、積極的証拠の不足する中での思考上・論理上の消去法的推論によって被告人を窃盗犯人と

決め付けて、これに沿うように判断する原判決は、証拠に基づく裁判であるとはいえず、刑事訴訟法 317 条の解釈・適用を誤ったもので、当該誤りは判決の結果に影響を与え、法令の解釈に関して重要な事項を含むものであるから、上告審として事件を受理されたい（なお、仮に上記主張が事実誤認の主張を含むものであったとしても、本件は安易な消去法的な犯人の推定を戒めるべき必要性が高いこと、被告人がアナウンサーとして有名であるため本件事件による風評の被害の規模も深刻であることなど、原判決を破棄しなければ著しく正義に反する事情も認められるため、刑事訴訟法 411 条 3 号に基づく原判決破棄も認めていただきたく上申する次第である。）

以 上

【添付書類】

- 1, 資料 1 ~ 4
- 2, 被告人作成の上申書

上申書

私は無実です！

私は広島銀行大河支店で66,600円をとったとされていますが、全く身に覚えがありません。私は無実です。裁判所の判断は冤罪です。地裁で有罪になりました。高裁でも有罪になりました。善良なる一市民が、身に覚えのない罪を着せられる冤罪。こういう不幸は、法治国家としてあってはなりません。

2012年9月24日、家の近くの広島銀行大河支店に、500万円を引き出しに行きました。これは、あらかじめ、日にちと時間を連絡していたものです。当日、記帳台に置き忘れられた66,600円が入っていた？という封筒をとって、銀行内の、数歩先のATMあたりでお金だけ抜き取り、その後、その封筒に入っていた個人市・県民税の納付書、2か月分、2枚だけを封筒の中に残して、元あった記帳台に戻して帰ったとして逮捕され、窃盗の濡れ衣を着せられました。

防犯カメラの映像を見ると、私が封筒からお金をぬいたりするシーンは、全くありません。また、窓口の行員に、通帳と払い出し用紙を渡した時、両手には何も無くなり、勿論封筒もない状態が映っています。そのあとすぐに、元の記帳台に戻っているのだから、封筒を元に戻したという説は成り立ちません。しかも、私は、その後、帰るまでに500万円の払い出しをしばらく待って、そこで出会った町内会の同級生と長々、話もしています。お金をとって封筒を戻したのであれば、封筒を置き忘れた人が、いつ戻ってくるかわからないのに、そこに長くいられる訳がありません。私はお金をとっていません。無実です。

さらに防犯カメラの映像をあとでよく見ると、私が入行したとき、窓口で行員の方を向いていた被害者と称する女は、私が記帳台に着き、作業し始める時、すでに正面入り口のところに立っており、私を俯瞰する位置で、私の方を何回か見えています。私もその視線を感じたのか入口の女の方を見たのが映っています。また、私がATMから窓口へ行って、さらに記帳台に戻りましたが、この間は、入口の女のすぐ目の前を行き来しているのです。その間に、お金を抜き出すことなどできません。

事件のあった日から半月以上もたって、突然、刑事2人が家にやって来て、「防犯カメラにお前がとった証拠が映っている。」と言って逮捕し、南署の留置場に28日も勾留しました。

まず、警察の取り調べでは、私はその日の事を全く覚えていませんでした。私の記憶がないのをいかに、最初から、私を犯人だと決めつけたストーリーを作っており、私はお金をとっていないのに、「こうしてお金をとったのではないか」というひどい推測で、強引に話を進められました。

私は、どうしても私を犯人にしようとしている強い意志を感じ、恐怖感を覚えました。「防犯カメラの映像は、だれが見ても、お前がとっている。やったことを認めなければ裁判になって、法廷で防犯カメラの映像をみんなで見ても、その映像がニュースで流されて、お前は恥をかくだ！」

などと、脅迫じみたことを言いながら、防犯カメラの映像は見せず、そうかと思うと「66, 600 円の窃盗はたいした事はない。初犯だから刑も軽い、人の噂も 75 日、みんな、すぐに忘れる。すぐ社会復帰できる。」と、自白を誘導し、さらには、「マスコミが報道したから、世間はお前を窃盗犯だと思っているんだ。・・・お前は頭がおかしいと思われるよ！」などと言ったり、机をたたいたり、すごんだりして、自白を強要されました。

検察では、私はとっていないと、一生懸命説明しましたが、検事は「とったか、とらんかは別にして、66, 600 円に色をつけて 10 万円位払えばすむことだ。」と、とにかく最初から示談の説得ばかりされました。次の日、その検事は、「ゆうべも、防犯カメラの映像を何度も見たが、あなたは、お金をとっている。」などと言って執拗に示談を勧めました。

もしとったというのなら、私が納得できる証拠をはじめから見せるべきではないでしょうか。取り調べの最後に、やっと防犯カメラの映像の一部を見せられましたが、もちろん、私が納得できるようなお金をとっている場面はありませんでした。

私は無実なのに、起訴されました。2012 年の 12 月 5 日から広島地裁で裁判が始まり、1 年近くかかって、2013 年 11 月 27 日に、盗む動機も確たる証拠もないのに、「被告人が本件封筒を窃取したという事実が強く推認される。」と、懲役 1 年、執行猶予 3 年という、信じられない、有罪判決ができました。

もともと、「お前がとった確たる証拠が防犯カメラに映っているんだ。」と言って逮捕したのに、その映像をなかなか見せず、裁判では、その映像のクリア化（画像解析）を申し出ても拒否されました。しかも、刑事が、「左手で左胸のポケットにお金をねじこんだ。」と決めつけたシャツは、ポケットがないシャツだと主張したのに、それを聞き入れてもらえませんでした。

一番、疑問に思うことは、「封筒にお金が入っていなかったのでは。」と、はじめから何回も刑事に言っていたのに、「もう調べてある。」と言って、取り上げてくれなかったことです。

そもそも、先祖代々住んできた家のすぐそばの、私がいつも出入りしている小さな銀行支店で置き忘れられた封筒から行員などがこちらを見ている前で、さらに、防犯カメラがたくさんあるという認識もある中で、66, 600 円をぬきとり、犯罪証拠となる封筒を元の記帳台に戻すことは常識では考えられません。あとで聞いたところ、その封筒に私の指紋はついていなかったそうです。

高裁では、防犯カメラの映像を、画像解析を専門にしている民間の鑑定会社に、私的に鑑定依頼しました。専門的に分析・精査した結果、私と、被害者と称する女性の立ち位置が全く違い、手指の動きも変わったところが全くないので、私が封筒にさわっていないという事が、鑑定されました。

私はこの 2 年間、私の人権も社会的存在も、人生の貴重な時間とお金も失い、多くの皆様にご迷惑をおかけし、顔に泥を塗られたまま、大きな犠牲を強いられました。私のみならず、家族も地獄の苦しみを強いられてきました。多くの皆様の力をいただき、ここまで頑張ってきましたのに、言葉では

言い表せない怒りが湧き上がってきます。

高裁の判決は、一審の判決に誤りは無い、鑑定は信用できないとして控訴棄却されました。さらにお金を抜き取る時間があったとも言われましたが、防犯カメラの映像を見ても、そんな時間はありません。納得できないことばかりです。以下の4点は絶対に納得できません！

- ・封筒の中に現金が入っていたという、被害者の供述を鵜呑みにしていること。
- ・防犯カメラの死角でお金をとったというが、その死角がどこにあるか特定していないこと。
- ・お金をとったというが、いつ、どこでどのようにとったか特定していないこと。
- ・12枚のお札と、500円玉と100円玉の2枚の硬貨を、どこにどうやっておさめたか、全く説明されていないこと。

そもそも、常識的にも、500万円をおろしに行っただけで、他人のお金を危険をおかしてまでとらないし、お金をとるなら最初から封筒ごとポケットに入れてそのまま持って帰るでしょう。元の記帳台まで、わざわざ歩いて行って封筒だけでもどすなどということは絶対しません。

納得のいかないことばかりです。すべて、検察の思い込みと、決めつけで、私は有罪にされてしまいました。許せません！こんな無茶苦茶な話はありません！

最初から一貫して、乱暴な、信じられない警察や検察の対応であり、裁判所に至っては、正義と真実を大切にする、神聖で崇高な所だと思っておりましたが、とんでもない事実誤認のまま、有罪とされました。

私の無実を信じている仲間が、明日は我が身に起きるかも知れない事だと「煙石博さんの無罪を勝ち取る会」を立ち上げてくれ、傍聴や署名に取り組んでくれています。

「煙石博さんの無罪を勝ち取る会」のホームページ (<http://enseki.noor.jp/>) も作って支援してくれています。

私は無実です！

私は今、警察・検察・裁判所に対して、大きな不信感と、激しい憤りを感じております。最高裁においては、それを払拭して下さい。真実と公明正大なる裁きをお願い致します。

2014年12月26日

煙石 博

